

代表質問

市川市議会では、年4回の各定例会で、交渉会派(所属議員数3人以上の会派)の代表による代表質問を行います。2月定例会の代表質問は、市長の施政方針、教育長の教育行政運営方針、新年度予算及び第三次基本計画(案)を含む市長提出議案等を対象として行いました。質問は総括質問者が行う他、補足質問者を立てることができます。ここでは、代表質問のうち、会派が指定した項目の主な内容を掲載しています。
※2月定例会の代表質問は2月16日に通告を締め切り、2月24日から3日間の日程で行いました。

創生市川

(総括質問者)

稲葉 健二

国松ひろき

石原たかゆき

小泉 文人

加藤 武央

松永 修巳

岩井 清郎



ごみの収集

問 燃やすごみの収集回数が週3回となったことで、

収集時間が午後になった地域がある。そのような地域の収集時間は午後固定され、地域住民は臭いやカラスの問題を懸念している。収集時間をローテーション

するなどの対策について、市の見解を問う。また、大型ごみを処分するため、夜間や休日にクリーンセンターへ持ち込みたいとの声を聞くが、現状では受け入れを行っていない。月に一度でも、夜間や休日に受け入れることはできないのか。

答 燃やすごみの収集は、限られた台数で効率的かつ迅速に行っているが、議員からの提案を含め、市民が過ごしやすい街となるよう、収集時間についての検討を進めたい。大型ごみの受け入れについては、日曜日や平日の夜間に施設メンテナンスなどを行うことを踏まえ、利用者の安全と施設の

問 市は、各芸術文化市民団体への支援として、行事開催のための会場確保や広報紙による周知等を行っているとのことだが、行事本番に向けた練習のための施設利用には支援がない状況である。今後の文化芸術活動を支援する上では、日頃の練習のために施設を利用する際の減免も必要と考え

答 練習を含めた日頃の芸術文化活動に対する支援については、市として、支援全体のバランスを考慮した上で、祝日の受け入れについて検討していきたい。

文化行事への支援

問 市は、各芸術文化市民

答 練習を含めた日頃の芸術文化活動に対する支援については、市として、支援全体のバランスを考慮した上で、祝日の受け入れについて検討していきたい。

地域の安心・安全に向けて

問 自治会によるカメラ付

答 自治会によるカメラ付き防犯灯設置への補助制度が追加されたが、設置予定箇所に既存のLED灯がある場合は取り外した上で設置する必要があるとのことである。この仕組みでは自治会の負担が大きいと考え

問 防犯パトロールの在り方について悩んでいる自治会も

答 防犯パトロールの在り方については、地域の安心安全のためにも続けてほしいと考えている。自治会の防犯パトロールに警察や市の職員が同行するなど、今後も協力しながら方策を検討し、進めていきたい。



自治会による設置費用が補助対象となるカメラ付き防犯灯(イメージ)

清風いちかわ



竹内 清海

松永 鉄兵

青山ひろかず

文化財の未来への引き継ぎ

問 令和5年度教育行政運営方針において、学校部活動の地域移行を推進していくとのことであるが、本市の目指すべき学校部活動の地域移行の姿とはどのようなものなのか。また、その姿に向かっているロードマップについて市の見解を問う。

答 少子化が進展する中、団体競技において学校単位でチームが組めないなど、当該校だけで部活動を運営

問 地域の資源を次世代へとできる限りつなぎ、残せるものを残しながら本市の魅力を引き継いでいくことが、市川らしさの形成につながるものと考え。本市において高齢化が進展する中、歴史的資産を次世代につないでいくことは喫緊の課題であるが、市では文化財をどのような形で未来に引き継いでいくのか。

答 文化財を後世に残していくための本市の制度としては、市川市文化財保護条例に基づき文化財の指定制度がある。また、国や県

問 市指定文化財の愛宕神社イチョウ

答 地域住民が管理している文化財は、その担い手が高齢化することなどで、管理が難しくなっており、どのようにすれば文化財の所有者等への支援を充実させることができるか、関係部署と協議していく。



市指定文化財の愛宕神社イチョウ

放浪ペット

問 阪神淡路大震災の時に飼い主と離れてしまっ、いわゆる放浪ペットが多数出た。放浪ペットとなった際、飼い主へ返すためにはマイクロチップの装着及び登録が有効と考える。令和4年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、この日以降に販売された犬や猫にはマイクロチップの装着が義務付けられ、その情報がデータベースに登録されている。この制度を応用し、現在、データベースに登録されている情報を市でも同様に登録し、災害時に活用することで放浪ペットを減らすことができるかと考えるが、市の見解を問う。

答 同法による登録情報のうち、犬は狂犬病予防法との関係から市に国からの情報提供があるが、猫の場合はなく、市が飼い主から独

放課後子ども教室

問 子どもの放課後の居場所として、放課後保育クラブ及び放課後子ども教室がある。放課後保育クラブは1団体で運営しており、防災備蓄品等を完備している。一方、放課後子ども教室は令和5年度に新たに8校が開室すること、市内39の小学校等全てで開室することとなるが、教室の運営団体が複数あるためか、防災備蓄品等の配備が遅れているところがある。放課後子ども教室も放課後保育クラブと同様の備えが必要と考えるが、市の見解を問う。

答 放課後子ども教室の防災備蓄品については、一部の教室では完備しているが、今後は全ての教室で完備できるようにしていく。また、放課後子ども教室の運営は現在、市直営の教室と業務委託による教室があることから、災害時においても情報や対応が同じになるよう努め、子どもたちにとって更に安全・安心な居場所となるよう取り組んでいく。

本会議を傍聴するには

会議当日に市役所第1庁舎7階の受付へ直接お越しください。住所・氏名を記入するだけで入場できます(傍聴席は94席あります)。

※傍聴時は、受付の際にお渡しする注意事項をお守りください。